

ロック式(フラップ式・昇降式)駐車場ご利用上の注意

●ご利用いただけない車両

- ◆管理規定第5条(1)車両の大きさによる制限された車両

※下記に記載された車両は入場できません

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	最大積載重量
5.0mを超える	1.9mを超える	2.5mを超える	15cmを下回る	2.0tを超える
				

- ◆管理規定第5条(2)車両の構造による制限された車両

※エアパーツ装着車両・車両入庫認識装置が作動しない形状の車両

※低床車で15cm未満の車両

- ◆管理規定第5条(3)法令違反等による制限された車両

※改造車両の入場禁止

- ◆管理規定第5条(4)他車加害のおそれのある車両の制限された車両

※サーフボード・ウィンドサーフィン・自転車等を車外に積載している車両、積載物の落下のおそれのあるキャリア搭載車両

※特殊車両(大型・建設用等)

- ◆管理規定第5条(6)二輪車・三輪車等の制限車両および三輪車両

●禁止事項

管理規定第6条(駐車場内の通行)・第7条(遵守事項・禁止事項)

ほかに記載された利用に関する事項を守ってご利用下さい。

- ◆精算前の人の乗降、荷物の積み降ろし
- ◆ハイルーフ・ルーフキャリアによる接触
- ◆場内を徐行しない毎時8キロを超える走行
- ◆指定矢印等のサインを無視し、走行する
- ◆ロック装置が上昇している場合、スライドドアの開閉を行なわないで下さい。
- ◆事前連絡なく48時間を超えての駐車は出来ません。
- ◆ゴミの不法投棄

●不正駐車(下記行為は不正とみなします)

- ◆ロック装置の上にタイヤを載せる。 ◆ロック装置にいたずらをする。
- ◆駐車枠線外に駐車する。車室を跨る。 ◆精算せずにロック装置を乗り越える。
- ◆封鎖している車室に許可なく進入・駐車する。

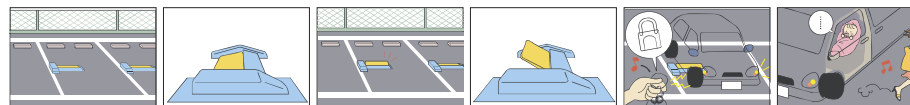
●入庫時のご注意

- ◆入庫の際は必ずロック装置が下がっていることを確認してください。

※ロック装置に引っ掛かるトラブルにより、車両を破損しても一切補償はできません。

- ◆車両から離れる際は、必ず施錠をしてください。

- ◆車両内に乳幼児を独居させないでください。



●停車するスペースのフラップ板が下がっている事をご確認の上、停車してください。

●上記のようにフラップ板が上がっている場合、フラップ板と接触し車体を傷つけてしまう恐れがありますので駐車はご遠慮下さい。

●お車を離れる際は必ず施錠して下さい。

●乳幼児を独居させないで下さい。

●出庫時のご注意

- ◆精算前に、運転者以外の同乗者の乗り込みや過重な荷物の積み込みを行なわないで下さい。

※過重負担によるロック装置との接触を起こし、**利用者が車両の破損や出庫遅延の損害を被っても責任は負いません。**

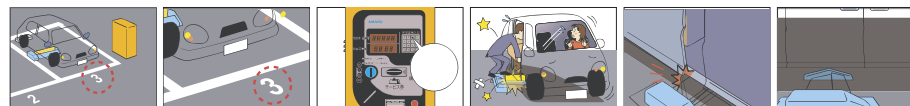
- ◆出庫の際、必ず精算機において精算を行なってください。

※精算行為をしないまま出庫したことによりロック装置との接触を起こし、**利用者が車両の破損や出庫遅延の損害を被っても責任は負いません。**

- ◆車室番号を必ずご確認のうえご精算ください。

- ◆料金精算後、出庫の際にロック装置が降下していることを確認してから出庫してください。

**ロック装置が降下していることを必ず確認してください！
万一、接触等発生の場合無理に入出庫せず下記連絡先にご連絡願います。**



●停車位置番号をご確認下さい。

●お車を停車してある枠前の数字が停車位置番号です。

●精算機で停車位置番号を押して表示された料金をご精算下さい。

●フラップ板が上がっている状態で重い荷物の積み込みや同乗者の搭乗により車体が下がりフラップ板に接触し車体を傷つけてしまう恐れがありますので、出庫時の安全を確認の上、荷物の積み込みや搭乗を行ってください。

●フラップ板が上がっている状態でエアパーツの取り付けを行うとフラップ板と接触し車体を傷つけてしまう恐れがありますので、精算後フラップ板が下がっている事をご確認の上、エアパーツの取り付けを行ってください。

●フラップ板が下がっている事を、ご確認の上出庫してください。